料 金 表

(1)浮桟橋、物揚場及び陸置場(ディンキー型ヨットの陸置場を除く)使用料

	区分	使用料【艇長(m)】							
単 位		5m 未満	5m以上	6m以上	7m以上	8m以上	9m以上	10m以上~	
			~ 6m未満	~ 7m未満	~ 8m未満	~ 9m未満	~ 10m未満		
1月未満 1艇1日 につき	陸置	380	460	560	640	740	780	780円に10mを超える1mま	
		円	円	円	円	円	円	でごとに65円を加算した額	
	海上係留	450	530	630	730	840	910	910円に10mを超える1mま	
		円	円	円	円	円	円	でごとに92円を加算した額	
1月以上 1年未満 1艇1月 につき	陸置	7,130	9,220	11,130	12,790	14,700	15,620	15,620円に10mを超える1 mまでごとに1,312円を加算	
		円	円	円	円	円	円		
	海上係留	9,040	10,690	12,600	14,260	16,910	18,190	18,190円に10mを超える1 mまでごとに1,837円を加算	
		円	円	円	円	円	円	した額	
1年間 1艇 につき	陸置	79,490	96,850	116,920	134,280	154,350	164,000	164,000円に10mを超える1 mまでごとに13,781円を加	
		円	円	円	円	円	円	算した額	
	海上係留	94,920	112,290	132,350	149,720	177,500	191,010	191,010円に10mを超える1 mまでごとに19,293円を加	
		円	円	円	円	円	円	and the second s	
マリーナ施設	使用料	浮栈桶	浮桟橋・陸置場使用料とは別に上記金額10%のマリーナ施設使用料がかかります						

(宮古島市港湾施設管理条例より)※税抜

(2)ディンキー型ヨットの陸置場使用料

	使用料【艇長(m)】				
単位	3m未満	3 m以上~ 5 m未満	5 m以上~		
1月未満 1艇1月につき	180	260	370		
	円	円	円		
1月以上1年未満 1艇1月につき	1,840	2,570	3,680		
	円	円	円		
1年間 1艇につき	18,380	25,730	36,750		
	円	円	円		

備考

- 1 使用料は前納とし、既納の使用料の還付はしない。(宮古島市港湾施設管理条例参照)
- 2 艇庫の利用の許可にかかるヨット又はモーターボートの出航又は陸揚げの準備 のため浮桟橋、物揚場又は陸揚げ場を一時的に利用する場合は、浮桟橋、物揚場 及び陸揚げ場使用料は徴収しない。
- 3 「ディンキー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいう。
- 4 「艇長」とは、登録証の艇長をいう。

(申請者は、共有者がいる場合は共有代表者、法人の場合は法人代表者)